（再資源化の実施の状況の報告の方法等）

第六十七条　法第三十八条第一項及び第二項の規定による報告は、毎年六月三十日までに、前年度における当該各項及び次条に規定する事項を、環境大臣が指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に報告をしようとする者の使用に係る電子計算機から入力する方法その他適切な方法により行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

（報告事項）

第六十八条　法第三十八条第一項及び第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　その他再資源化の実施の状況に関する事項

（権利利益の保護請求に係る割合を算定する方法）

第六十九条　法第三十九条第一項の環境省令で定める方法は、再資源化を実施した産業廃棄物の数量を処分を行った産業廃棄物の数量で除して算定する方法とし、得られた割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第七十条　特定産業廃棄物処分業者が行う法第三十九条第一項の請求は、毎年六月三十日までに、法第三十八条第一項の規定による報告と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　公にされることにより、当該特定産業廃棄物処分業者の権利、競争上の地位その他正当な利益（次号において「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料する産業廃棄物の種類、処分の方法、処分を行った数量及び再資源化を実施した数量

三　前号に規定する情報が公にされることにより、当該特定産業廃棄物処分業者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実

2　前項に規定する請求書の様式は、別記様式によるものとする。

（実施の状況の公表）

第七十一条　環境大臣は、法第四十条の規定により法第三十八条第一項又は第二項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、環境大臣が指定する電子計算機を使用する方法その他適切な方法により公表するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（令和七年十一月二十一日）から施行する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の二第一号中「生成する場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十七条第三項に規定する認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物の処分の用に供する施設の設備である場合にあつては、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第五十一条第二号の環境大臣が定める方法において用いられる設備が有する構造とする。

第八条の十九第十一号の次に次の一号を加える。

十二　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十一条第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第二項第六号に規定する者である者に限る。）を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

第十三条の二第一号ウの次に次のように加える。

ヰ　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十一条第一項の認定

ノ　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十一条第一項の認定を受けた者からの委託（当該認定に係る同法第十二条第三項の認定高度再資源化事業計画に従つて行われる場合に限る。）

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）の項の次に次のように加える。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）	第五条第一号及び第二号並びに第六条第一号ニ(2)

別表第一の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の項の次に次のように加える。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）	第十五条第一項

別表第二のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）の項の次に次のように加える。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）	第五条第一号

（環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第四条　環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（令和六年環境省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第四十五条第一項及び第二項